

別海町子どものいじめ防止に関する基本方針



平成26年3月

別海町・別海町教育委員会

(令和6年10月改定)

は　じ　め　に

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な影響を生じさせるおそれがあり、決して許されるものではありません。

いじめの問題は、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題であり、社会総がかりで対策を進めるため、平成25年6月に、「いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）」が成立し、これに伴い、国は「いじめの防止等のための基本的な方針」を平成25年10月に策定しました。

北海道においては、平成26年2月（平成30年2月改定）に策定した「北海道いじめ防止基本方針」を踏まえ、平成31年2月に「北海道いじめ防止等に向けた取組プラン」を策定しました。

別海町では、その内容を踏まえ、いじめの根絶に向けた取組を、学校・家庭・地域・関係機関が連携し、共通認識の下、一体となって進めるとともに、法第12条の規定に基づき、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、「別海町いじめ防止基本方針」を策定しました。

また、いじめは絶対に許されない行為であるが、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものであるという認識の下、別海町青少年問題協議会を設置し、青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的な施策に取り組むとともに、別海町内の生徒指導に関する組織との連携を通して、いじめや不登校をはじめとする生徒指導上の問題行動等について学校との連携や共通認識を図りながら、いじめの未然防止や早期発見、早期対応に取り組んできました。

この基本方針に基づき、かけがえのない存在である子ども一人一人が、元気で明るく学び、健やかに成長していくことができるよう、いじめの防止等の対策に取り組んでまいります。

1 いじめ防止等の対策に対する基本理念

別海町では、次に掲げる基本理念の下、かけがえのない存在である子ども一人一人が、元気で明るく学び、健やかに成長していくことができるよう、いじめをなくすための対策に、「いかなる理由があってもいじめは行ってはならないこと」という確固たる認識と毅然とした態度で取り組んでいくこととする。

- ・ いじめは、全ての子どもに関係する問題であることを鑑み、どの学校どの子どもにも生じうるという緊張感をもち、子どもが安心して学習や生活に取り組めるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにしなければならない。
- ・ 全ての子どもがいじめを行わず、いじめをはやし立てたり認識しながら放置したりすることがないようにするため、いじめが子どもの心身に及ぼす影響などを子どもが理解できるよう取組を深めなければならない。
- ・ いじめを受けた被害者には非は無く、その生命及び心身を保護することが重要であり、学校、家庭、地域、行政機関などの関係者が相互に連携し、社会全体でいじめの問題を克服することを目指さなければならない。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、子どもに対して一定の人間関係のある子どもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為【インターネットを通じて行われるものを含む】であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているものとします。

3 関係者の責務や役割

別海町では、学校関係職員や保護者、地域住民、その他の関係者との連携を図り、町全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組みます。

(1) 別海町として

- いじめの防止や解決に向けて、必要な施策を総合的かつ効果的に推進します。
- いじめを受けた子どもへの適切な支援を行うため、子どもホットライン電話対応など相談体制の充実に努めます。
- いじめに対する適切な指導や対応を行うため、学校や家庭、関係機関との連携の強化や体制の整備に努めます。
- 学校におけるいじめの実態把握に努めるとともに、いじめを把握した際には迅速に必要な措置を講じます。
- 子どもたちがいじめについて理解し、いじめを行わない、許さないという意識の醸成に向け、必要な啓発を行います。
- 必要に応じて、保護者、地域住民、関係機関等や子どもの意見を取り入れるとともに、道からの情報提供、助言指導を得ながら、本基本方針の点検、見直しを行います。

(2) 学校として

- 校長のリーダーシップの下、学校のマネジメントが組織的に行われる体制を整備するとともに、家庭、地域、関係機関等と連携した「社会に開かれたチーム学校」として、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努めます。

- 日頃から、教育活動全体を通じ、「いじめをしない」、「いじめをさせない」、「いじめを許さない」集団づくりに努め、子どもが自他の意見に相違があっても、互いに認め合いながら粘り強く課題を克服していく力や、相手等への影響を考えながら円滑にコミュニケーションを図る力を育みます。
- 教職員の言動が子どもに大きな影響力をもつことを認識し、子ども一人一人の理解を深め、信頼関係の構築に努めます。
- いじめを認知した場合、家庭や関係機関等と連携して、直ちにいじめを受けた子どもやいじめを知らせてきた子どもの安全を確保する。いじめたとされる子どもに対しては事情を確認した上で、いじめが行われていた場合は、その保護者と情報を共有して別に指導を行い、いじめの非に気づかせ、いじめを受けた子どもへの謝罪の気持ちを醸成させるなど組織的に対応します。
- 学級担任は、傍観していた子どもとの話合いをもち、いじめは許されない行為であり、根絶しようとする態度が集団に行き渡るよう問題意識を高める指導を行います。
- 情報化社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度を育成する情報モラル教育等を推進するとともに、インターネット上のいじめに対処する体制を整備します。

(3) 保護者として

- その保護する子どもに、家庭や地域社会の中で自分の果たすべき役割があることや、自分を認めてくれる人がいることを実感させ、自尊感情を育むよう努める。
- 日頃から家庭において、その保護する子どもとの会話や触れ合いを通して生活の様子の変化や不安な気持ちなどの兆候をいち早く把握できるように努め、把握した場合には、子どもに寄り添い、悩みや不安等を共感的に理解するとともに、学校をはじめ関係機関等に相談して支援を受けながらその解消に努める。
- その保護する子どもがいじめを受けている場合には、気持ちを受け止め、心と体を守ることを第一に考え、「絶対に守る」という気持ちを伝え、安心させるとともに、子どもの心情等を十分に理解し、対応する。
- その保護する子どもがいじめを行った場合は、自らの行為を深く反省するよう厳しく指導するとともに、子どもが同じ過ちを繰り返すことがないように、子どもを守り支える。
- インターネットにおいて青少年有害情報が多く流通していることを認識し、自らの教育方針及び子どもの発達段階に応じ、その保護する子どもについて、インターネットの利用状況を適切に把握するとともに、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの利用などの方法により、インターネットの利用を適切に管理し、インターネットを適切に活用する能力の習得の促進に努める。

4 いじめの防止等のための対策の基本事項

(1) いじめの未然防止のための取組

- 学校において、いじめが生まれにくい環境をつくるため、人権が尊重され、安心して過ごせるとともに、すべての子どもが自分が必要とされる存在であると感じ、多様性を認め互いに支えあうことができるような取組等、発達支持的

生徒指導やいじめ未然防止教育を推進します。

- 子どもの豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、家庭や地域と連携を図り、地域の人材、自然や歴史的風土、伝統、文化など多様な教育支援を活用し、「特別の教科 道徳」をはじめ、全ての教育活動を通じて道徳教育及び体験活動を充実させます。

(2) いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

- いじめの早期発見のために、子どもホットライン電話対応や別海町内の生徒指導に関する組織との連携など様々な手立てを講じます。
- 北海道教育委員会が定期的実施しているいじめアンケートなどの質問紙を活用し、実態調査を継続します。また、発生した事案については、追跡調査を行い、教育委員会指導室が解消状況を確認します。
- 各学校で行っている教育相談など子どもからの聞き取り活動を定期的に行い、緊急対応する事案があれば別海町青少年問題協議会を開催します。
- 子ども理解支援ツール「ほっと」を活用し、教職員のリサーチ能力を高め合いながら、共同して検討し、気にかかる案件を把握するよう指導します。
- 教育支援センターの指導員や保健センターの臨床心理士を効果的に活用しながら、緊急時の人的派遣にも対応します。
- 教職員の定期的な事例研修などの研修活動をすすめ、資質を向上させます。

(3) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- プライバシーの保護や、セキュリティの必要性の理解、情報受発信におけるエチケットの順守、インターネット上の人権侵害など、情報化社会の中で適正に行動するための基となる考え方や態度を育成する「情報モラル教育」や、情報を活用して自己の生き方や社会を豊かにするための基礎基本となる情報活用実践力の育成に関する教育を推進する。
- 別海町生涯教育研究所が推進しているメディアコントロールシートを活用して情報端末の利便さと犯罪を含む怖さや危険性について十分に学習させ、端末依存に陥らぬようコントロールする意志を培います。
- 年間を通じて保護者に啓発活動を進め、端末を持たせる親の覚悟と責任をリアルに理解してもらいます。

(4) いじめ防止に関する措置

① いじめ防止などの対策を行う組織の設置

いじめ防止、早期発見、早期解決、事後のケアなどを実効的に行うため、本町では青少年の指導・育成・保護等に関する活動を行っている別海町青少年問題協議会を対策組織として活用します。

《構成員》別海町青少年問題協議会委員

※必要に応じて、スクールカウンセラー、臨床心理士など

《活動》 ア. いじめの早期発見に関すること

イ. いじめ防止に関する取組に関すること

ウ. いじめ事案の対応に関すること

エ. いじめについての理解と啓発に関すること

《開催》 いじめ事案発生時は、随時緊急開催とします。

② いじめに対する措置～学校

- ア. いじめに関する情報を把握したら速やかに事実の有無の確認を行います。
- イ. 即時に教頭に報告し、教頭は緊急にいじめ対策委員会の開催等敏速に対応します。
- ウ. 校長の指示により敏速に支援体制を確立し、対処します。
- エ. いじめ対策委員会において緊急業務を分担し、ただちに必要な内部・外部への報告・連携体制を確立します。状況に応じて PTA・保護者への情報の提示や組織活動の協力を要請します。
- オ. いじめの関係者が特定できた場合、保護者間の争いを生じさせぬよう、適時適切な情報の共有や必要な会合の設定など必要な措置を講じます。
- カ. いじめの関係者である子どもには、保護者との連携をとりながら、平静に安心して日常の生活を回復できるよう復帰させるために必要な措置を講じます。
- キ. 暴力などあきらかに犯罪行為として扱われるべき事象に関しては、教育委員会と連携し、必要な場合、警察との連携をも検討します。

③ 重大事態への対処

重大事態とは、法第 28 条第 1 項に規定されているとおり、

①いじめにより子どもの生命・心身又は財産などに重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

②いじめにより子どもが、相当期間【年間 30 日連続を越える場合など】学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

上記の場合は、次の措置を行います。

- ア. 学校は、重大事態の報告を教育委員会へ行います。
- イ. 教育委員会は事態をまとめ、町長に報告します。
- ウ. 教育委員会は学校と協議の上、当該事案の組織的対処を要請します。
- エ. 別海町青少年問題協議会において、事実関係の調査をはじめとする取組に対して、全面的に全力対応します。
- オ. 教育委員会は、別海町青少年問題協議会の指導や決定に基づき、学校に対して必要な情報の周知や対処を実行します。
- カ. いじめ防止対策推進法の第 25 条（懲戒）及び第 26 条（教育委員会が行う出席停止）にかかわる判断と執行に当たっては、事前に教育委員会と学校長が十分な慎重審議を行います。
- キ. 教育委員会は学校に対して、日常の回復に向けた取組を検討するとともに、子どもや教職員の心のケアに配慮するよう指導します。
- ク. 調査結果や対応の報告を受けた町長は、法第 30 条第 2 項に基づき、当該報告に係る重大事態への対処または当該重大事態との同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、弁護士、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門知識及び経験を有する第三者による付属機関等を設けて調査を行うなどの方法により、調査の結果について適切に調査（再調査）を行うものとしします。
- ケ. 町長は、調査（再調査）を行った時、個々の事案の内容に応じ、個人のプ

ライバシーに必要な配慮を行いながら、その結果を町議会に報告するものとします。

【参照】

（校長及び教員による懲戒）

第二十五条 校長及び教員は、当該学校に在籍する児童等がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第十一条の規定に基づき適切に、当該児童等に対して懲戒を加えるものとする。

（出席停止制度の適切な運用等）

第二十六条 市町村の教育委員会は、いじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法第三十五条第一項（同法第四十九条において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該児童等の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとする。